

虐待を受けたと思われる子どもがいたら
あなたが子育てに悩んだら
子育てに悩む保護者がいたら

御連絡ください

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
189
(通話料無料)

埼玉県虐待通報ダイヤル

#**7171**
虐待 絶対 な い

※埼玉県虐待通報ダイヤルは、児童虐待、高齢者虐待、
障害者虐待の通報や相談などを一括して受けるダイ
ヤルです。(通話料無料)
※つながらない場合(IP電話など)
048-762-7533(通話料がかかります)

県内市町村児童相談担当の連絡先

(令和8年4月1日現在)

さいたま市については、下の県内の児童相談所一覧を御覧ください

市町村名	課 名	電 話 番 号	市町村名	課 名	電 話 番 号
川 越 市	こども家庭課	049-224-5821	蓮 田 市	子ども支援課	048-768-3111
熊 谷 市	こども相談課	048-577-8480	坂 戸 市	こども支援課	049-283-1331
川 口 市	子育て相談課	048-259-9005	幸 手 市	こども支援課	0480-42-8457
行 田 市	こども家庭センター	048-556-2011	鶴ヶ島市	こども家庭センター	049-277-6055
秩 父 市	子育て支援課	0494-26-6535	日 高 市	こども家庭センター	042-989-2111
所 沢 市	こども家庭センター	04-2991-1824	吉 川 市	子育て支援課	048-982-9529
飯 能 市	こども支援課	042-978-5627	ふじみ野市	こども家庭センター	049-262-9034
加 須 市	すくすく子育て相談室	0480-62-1510	白 岡 市	子育て支援課	0480-31-9162
本 庄 市	こども家庭センター	0495-71-4501	伊 奈 町	子育て支援課	048-721-2111
東 松 山 市	こども支援課	0493-81-5750	三 芳 町	こども支援課	049-258-0019
春日部市	こども相談課	048-796-8902	毛 呂 山 町	こども家庭センター	049-294-1800
狭 山 市	こども支援課	04-2941-4047	越 生 町	子育て支援課	049-292-3121
羽 生 市	こども家庭課	048-561-1121	滑 川 町	こども家庭センター	0493-59-9985
鴻 巣 市	子育て支援課	048-541-1894	嵐 山 町	福祉課	0493-62-0716
深 谷 市	こども青少年課	048-571-1408	小 川 町	子育て支援課	0493-81-6181
上 尾 市	こども家庭総合支援センター	048-783-4964	川 島 町	子育て支援課	049-299-1765
草 加 市	こども家庭課	048-941-6814	吉 見 町	子育て支援課	0493-81-5709
越 谷 市	こども家庭センター	048-963-9319	鳩 山 町	保健センター	049-296-2530
蕨 市	子ども未来課	048-433-7757	ときがわ町	福祉課	0493-65-0813
戸 田 市	親子健やか室	048-299-2816	横 瀬 町	健康子育て課	0494-25-0110
入 間 市	こども支援課	04-2964-1111	皆 野 町	健康こども課	0494-62-1288
朝 霞 市	こども家庭課	048-463-0364	長 瀬 町	健康こども課	0494-66-3111
志 木 市	子ども支援課	048-456-5362	小 鹿 野 町	こども課	0494-75-4101
和 光 市	子ども家庭支援課	048-424-9124	東 秩 父 村	住民福祉課	0493-82-1226
新 座 市	こども安全課	048-424-9161	美 里 町	こども未来課	0495-76-2855
桶 川 市	子ども未来課	048-788-4946	神 川 町	町民福祉課	0495-77-2112
久 喜 市	こども家庭保健課	0480-22-1111	上 里 町	子育て共生課	0495-35-1236
北 本 市	子育て支援課	048-511-7702	寄 居 町	子育て支援課	048-581-2121
八 潮 市	子ども家庭支援課	048-991-2111	宮 代 町	子育て支援課	0480-34-1111
富 士 見 市	子ども未来応援センター	049-252-3773	杉 戸 町	子育て支援課	0480-31-9921
三 郷 市	こども家庭センター	048-930-7780	松 伏 町	すこやか子育て課	048-991-1876

県内の児童相談所一覧

児童相談所相談専用ダイヤル **0120-189-783**

児童相談所	電話番号	管轄区域
中央児童相談所	048-775-4152	鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、白岡市、伊奈町
南児童相談所	048-262-4152	川口市、蕨市、戸田市
朝霞児童相談所	048-465-4152	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
川越児童相談所	049-223-4152	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村
所沢児童相談所	04-2992-4152	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷児童相談所	048-975-4152	春日部市、越谷市、幸手市、宮代町、杉戸町、松伏町
草加児童相談所	048-920-4152	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
さいたま市北部児童相談所	048-711-3917	さいたま市（西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）
さいたま市南部児童相談所	048-711-2489	さいたま市（中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

★埼玉県の電話相談窓口 子どもスマイルネット **048-822-7007**

埼玉県 教育局 人権教育課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)6895 FAX 048(830)4961



埼玉県マスコット
コバトン & さいたまっち

児童虐待の ない社会を 目指して



保護者のみなさんへ

こどもたちの笑顔を守るのは、あなたです。

あなたが「しつけ」と思っている行為でも、現実にこどもの心や体が
傷つく行為であれば、それは「児童虐待」です。

児童虐待は、こどもに対する重大な人権侵害です。

「あなた」の立場ではなく、「こども」の立場で判断することが大切です。

埼玉県・埼玉県教育委員会

この資料は「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、さいたま市・さいたま市教育委員会と協力して作成しました。

児童虐待とは……

保護者や、保護者に代わる養育者が、こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です。

身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 戸外に閉め出す など

心理的虐待

- こどもの前で暴力や言い争いをする
- 無視や拒否的な態度を示す など

保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

- 病気でも病院に連れて行かない
- 適切な食事を与えない など

性的虐待

- こどもへの性的行為を行う
- ポルノビデオを見せる など

背景に宗教等の信仰がある場合でも、上記に該当するような保護者の行為は児童虐待に当たります。

児童虐待を受けたこどもは……

自分を大切にしたい」という気持ちや、「がんばろう」という意欲が低くなります。

やっぱり自分は
だめなんだ

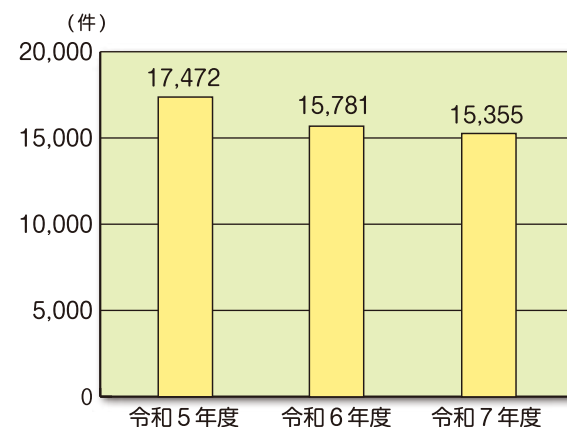
「自分を
大切にする」って
わからないよ

何も
やりたくない

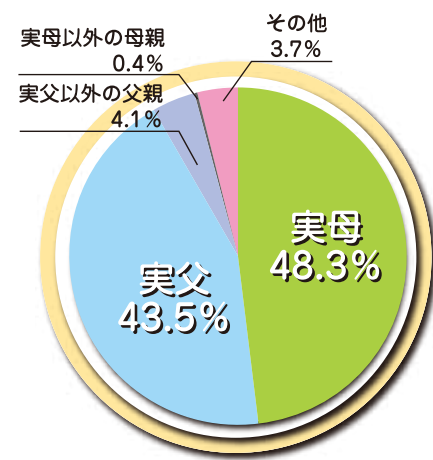
家には
帰りたくない

埼玉県の児童虐待の現状について

児童相談所における
虐待相談対応件数の推移



主な虐待者



実の親からの
虐待が
多いとは…

※端数処理のため、構成比の合計は
100%になっていません

「令和7年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」(埼玉県子ども安全課調べ)

子育て中のあなたへ

こどもは、親の思いどおりにならないものです。また、子育てには不安がつきものです。

自分が
できたことが
できないなんて…

兄弟姉妹で
こんなに差が
あるなんて…

どうして
言うことを
聞かないのだろう

こどもを
かわいいと
思えない

一人で抱え込まずに、自分の気持ちを話してみませんか。
電話や直接会って話を聞いてもらえるところもあります。
子育てのことで悩みがあったら、迷わずに相談してください。
(相談先は、次のページにあります)

まわりにいるあなたへ

次のようなことに気が付いたら、ためらわずに相談機関（児童相談所や市町村）や
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に連絡、相談してください。

こどもの
SOS
サイン

- ☐ 打撲によるあざ、やけどなどの不自然な傷がよく見られる
- ☐ 年齢不相応な性的な言動が見られる
- ☐ 顔や髪の手、手足、口の中が不潔である
- ☐ 長時間、こどもだけで過ごしている
- ☐ 表情が乏しかったり、元気がなかったりする など

保護者の
SOS
サイン

- ☐ こどもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- ☐ こどもへの叱り方が異常である
- ☐ こどもに心理的に密着しすぎるか、まったく放任であるなど極端である
- ☐ 家の中が乱雑で不衛生である
- ☐ 配偶者から暴力（DV）を受けた傷がある など

あなたの温かいまなざしと行動が、こどもを児童虐待から守ります。